

**社会福祉法人大崎市社会福祉協議会
古川地域包括支援センター指定介護予防支援事業
及び介護予防ケアマネジメント事業運営規程**

(事業目的)

第1条 大崎市（以下、「事業者」という。）が開設する古川地域包括支援センター（以下、「事業所」という。）が行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（以下、「サービス」という。）は、介護保険法等関連法令に従い、介護保険の基本理念である自立支援の観点から、「利用者の自立」及び「状態の維持・改善」を目的とした適切な介護予防サービス・支援計画書を作成し、介護予防サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業サービス（以下、「介護予防サービス等」という。）の提供が確保されるよう、関係機関等との連絡調整を行います。

(運営方針)

- 第2条 事業所は、利用者の自立支援および状態の維持・改善を目的に、利用者の立場に立って支援を行うものとする。
- 2 事業所は、利用者の心身の状態や生活環境に応じた、適切な介護予防サービス等の提供を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者が適切な介護予防サービス等を選択できるよう、情報を提供し、説明するものとする。
- 4 事業所は、特定の介護予防サービス等にかたよらないように公平な支援を行うものとする。
- 5 事業所は、主治医や、介護予防サービス等の提供者と協力・連携し、迅速かつ適切な支援を提供するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 サービスを行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 古川地域包括支援センター
- (2) 所在地 宮城県大崎市古川三日町二丁目5番1号古川保健福祉プラザ（fプラザ）内3階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 職員の職種、員数及び職務内容については下記の通りとする。

職 種	職務内容	常勤	非常勤	計
-----	------	----	-----	---

管理者（保健師兼務）	事業所運営管理	1名	0名	1名
社会福祉士	相談支援 介護予防支援	3名	0名	3名
主任介護支援専門員	介護予防ケアマネジメント 連絡調整	3名	0名	3名
保健師等	その他事務等	2名	0名	2名
その他の職員	事務等	若干名	0名	若干名
合計		9名	0名	9名

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- （1） 営業日 月曜日から金曜日（国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く）
- （2） 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

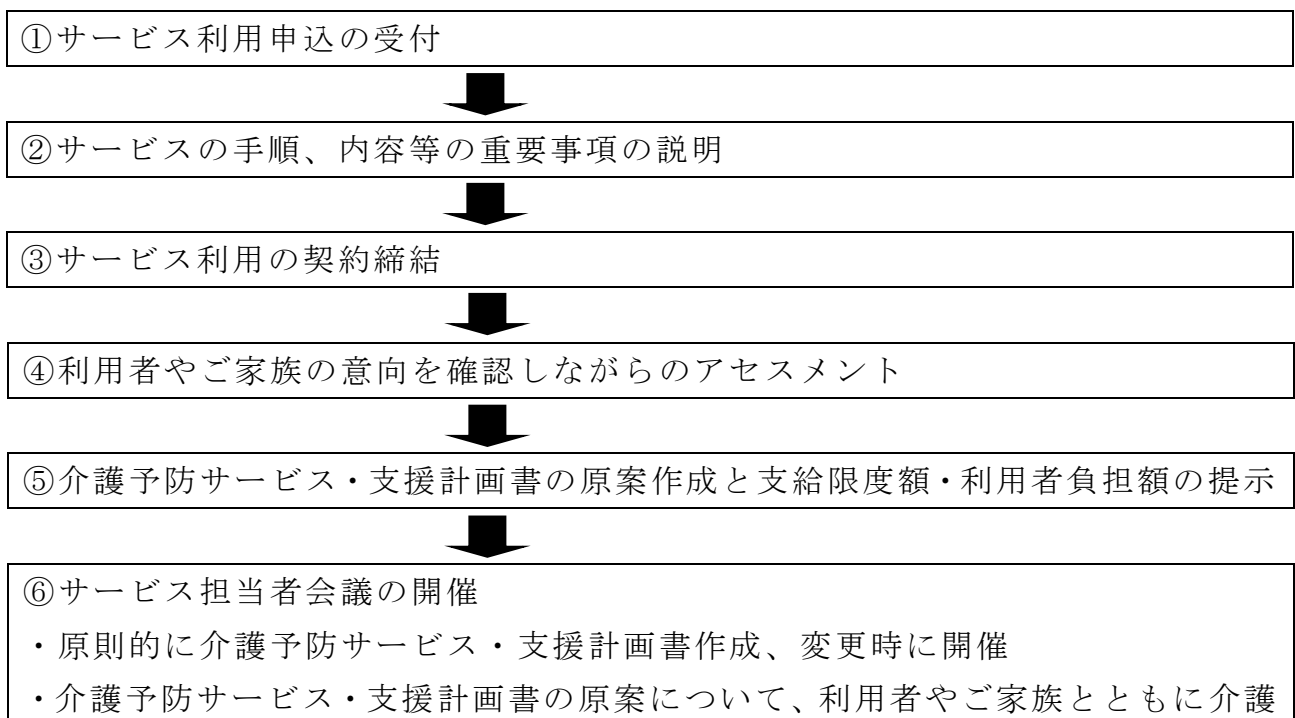
（サービスの利用料）

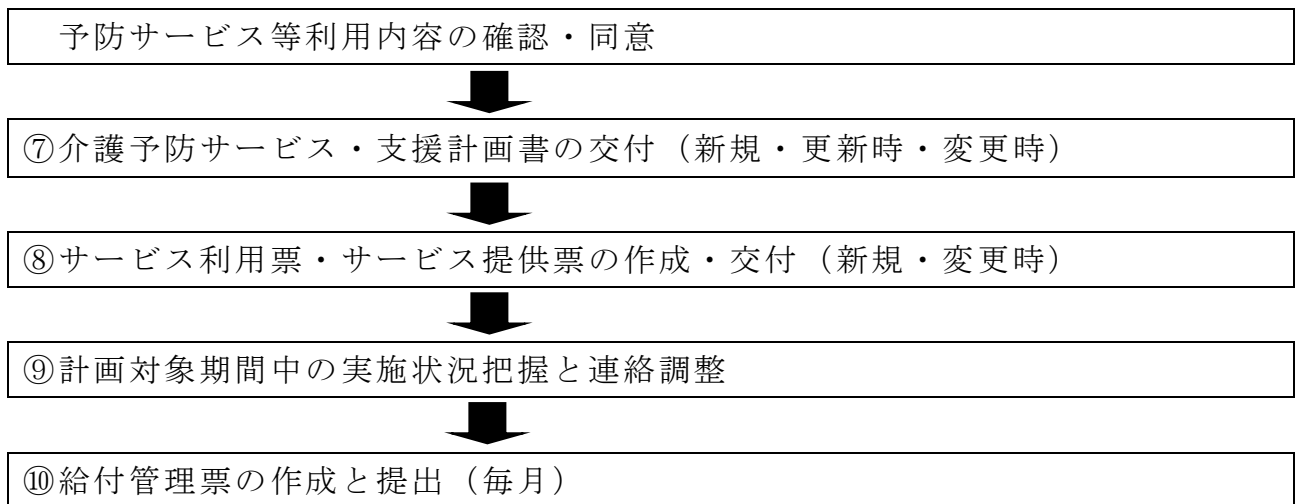
第6条 サービス利用料金は、厚生労働大臣が定めた基準によるものとする。

2 交通費については、サービスの実施地域内は無料とする。

（サービスの流れ）

第7条 サービスの流れは下記の通りとする。





（サービスの実施地域）

第 8 条 サービスの実施地域は、大崎市の古川中央地区、古川東部地区、古川西部地区、古川南部地区とする。

（勤務体制の確保）

第 9 条 事業者は、利用者に対し適切な事業を提供できるよう、事業所ごとに職員の勤務体制を定めるものとする。

2 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講ずるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 10 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（緊急時及び事故発生時の対応）

第 11 条 事業所は、居宅を訪問中に利用者の体調急変、その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告

するものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する事業の提供中に事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、関係市町村に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告するものとする。
- 3 事業者は、サービスの提供中、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、天変地異等不可抗力による場合を除き、速やかに誠意をもって保険の範囲内で損害を賠償するものとする。但し、当該事故の発生につき利用者の側に故意又は過失がある場合は、この限りではない。

（衛生管理等）

第 12 条 事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - （１） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - （２） 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - （３） 事業所において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（掲 示）

- 第 13 条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示、又は重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けるものとする。
- 2 事業所は、事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、事業者ホームページに掲載し、公表することとする。

（秘密保持等）

- 第 14 条 事業所職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らさないこととする。
- 2 事業者は、事業所職員が、正当な理由がなく、業務上知り得た個人情報については、雇用期間中及び雇用契約終了後においても第三者に漏らすことがないよ

う就業規則に記載し、秘密保持義務に関し配慮することとする。

- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者等の個人情報を用いる場合は当該利用者等の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

（苦情処理）

第15条 事業者は、介護予防サービス等に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じ、その内容等を記録することとする。

- 2 事業者は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。
- 3 事業者は、提供した介護予防サービス等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

（身体拘束の禁止）

第16条 事業所は、サービス事業所が利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等について適正な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業所は、サービス事業所が身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

（虐待の防止）

第17条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、次の号に掲げる措置を講ずるものとする。

- （1） 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員へ周知徹底を図る。
- （2） 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- （3） 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- （4） 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(本書に定めのない事項について)

第18条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、事業者と事業所管理者が協議の上、定めることとする。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 3月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 5月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5年 6月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5年 7月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7年 2月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7年 4月 1日から施行する。